

平成23年3月30日

各 位

株式会社紀陽銀行

東北地方太平洋沖地震により被災された事業者さまへ

このたびの「東北地方太平洋沖地震」に際し、被害に遭われた皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

株式会社紀陽銀行（頭取 片山博臣）は、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響を受けられた当行取引先様から、事業維持継続に必要な資金の円滑な借入等について、各営業店にて承りますので、遠慮なくお取引店へご相談ください。

以下に中小企業信用保証協会を利用した「災害関係保証」についてお知らせいたしますので、借入条件等の詳細については、お取引店にお問い合わせ下さい。

「災害関係保証」の概要

保証対象	中小企業信用保険法に規定する中小企業者であって、次の要件のいずれにも該当し、被災地に於ける市町村長が発行する激甚災害による「罹災証明書」の交付を受けている個人もしくは法人企業（組合を含む）。 (1) 激甚災害について災害救助法が適用された地域または中小企業者が有する施設が被害を受けていると認められるとして主務省に於いて指定した地域（被災地域）内に事業所を有する者。 (2) 激甚災害により直接被害を受けた者。 なお、間接被害のみを受けた者は対象外。
保証限度額 (1企業あたり)	[普通保険] 個人・法人 2億円 組合 4億円 [無担保保険] 8,000万円 [特別小口保険] 1,250万円
保証期間	保証協会毎に異なります
保証料率	[普通保険・無担保保険] 年0.70% [特別小口保険] 年0.80%
連帯保証人	[個人] 原則として不要。 [法人・組合] 原則として代表者のみ。 なお、特別小口保険に該当する場合は不要。

（借入条件等の詳細は、取引店にお問い合わせください）

なお、上記保証制度の対象とならない間接的に震災の影響を受けられたお客様につきましても、何なりとお取引店にご相談ください。

以 上